

## ○国土交通省告示第二百六十五号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十五条第一項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示の一部分を改正する告示の一部分を次に定める。

令和五年三月三十一日

道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百二十号）の一部を次のように改正する。

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

2 1

<p>改正後</p> <p>第一条 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が定めるものは、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 保安基準第二条、第四条、第四条の二、第六条、第八条第三項及び第四項、第九条第三項、第十一条第二項、第十四条、第十八条第二項から第七項まで、第十八条の二、第二十条第四項から第六項まで、第二十二條第三項及び第四項、第二十二條の三、第二十二條の四、第二十五條第一項及び第四項、第二十六條、第二十九條第二項及び第四項、第三十二條第十一項、第三十七條第一項、第三十七條の三第二項及び第三項、第三十八條の二、第四十条第一項、第四十一条の三第一項、第四十三條の二、第四十三條の六、第四十三條の九、第四十三條の十、第四十四条第五項、第四十五条第二項、第四十八條の二並びに第四十八條の三の規定</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては、第一号及び第二号に掲げる規定のほか、保安基準第十八條第一項第三号、第三十条、第三十四條から第三十五條の二まで及び第四十条第一項の規定並びに細目告示第十二條第一項第一号（配置寸法に関する部分に限る）、第十五條第六項、第十六條第二項から第四項まで、第二十条第一項第二号、第四十一条第六項第一号、第五十六條第二項、第九十條第一項第一号（配置寸法に関する部分に限る）、第九十三條第五項第四号、第九十四條第二項から第四項まで、第九十八條第一項第二号、第一百九十九條第六項第一号、第三百三十四條第三項第四号（第二百二十八條第三項第四号の基準に係る部分に限る）、第三百三十六條第三項第一号、第三号及び第六号、第三百六十八條第一項第一号（配置寸法に関する部分に限る）、第三百七十一條第五項第三号、第三百七十二條第二項から第四項まで及び第六項、第三百七十六條第一項第二号、第三百九十七條第六項第一号、第二百二十二條第三項第四号（第二百六十六條第三項第四号の基準に係る部分に限る）並びに第二百二十四條第三項第一号、第三号及び第六号の規定</p> <p>五〇八（略）</p> <p>九 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第四号に掲げる臨港交通施設である道路（同条第六項の規定により同号の道路とみなされたものを含む。）のみにおいて運行の用に供する自動車であつて、次に掲げる要件に該当するものにあつては、第一号、第二号及び第四号に掲げる規定のほか、細目告示第十條第一項第一号レ、第八十八條第一項第一号ソ及び第六十六條第一項第一号ソの規定</p> <p>イ 当該道路の通行について必要な港湾管理者（港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。ロにおいて同じ。）の許可、認可その他の処分を受ける見込みが十分であること。</p> <p>ロ その運行に関し、地方公共団体、港湾管理者、運行の区域を管轄する警察署その他の関係者と調整した方法により、交通の安全と円滑を図るための措置を講ずること。</p> <p>十一（略）</p>	<p>改正前</p> <p>第一条 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が定めるものは、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 保安基準第二条、第四条、第四条の二、第六条第二項、第八条第三項及び第四項、第九条第三項、第十一条第二項、第十四条、第十八條第二項から第七項まで、第十八條の二、第二十条第四項から第六項まで、第二十二條第三項及び第四項、第二十二條の三、第二十二條の四、第二十五條第一項及び第四項、第二十六條、第二十九條第二項及び第四項、第三十二條第十一項、第三十七條第一項、第三十七條の三第二項及び第三項、第三十八條の二、第四十条第一項、第四十一条の三第一項、第四十三條の二、第四十三條の六、第四十三條の九、第四十三條の十、第四十四条第五項、第四十五条第二項、第四十八條の二並びに第四十八條の三の規定</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては、第一号及び第二号に掲げる規定のほか、保安基準第六条第一項、第十八條第一項第三号、第三十条、第三十四條から第三十五條の二まで及び第四十四條第一項の規定並びに細目告示第十二條第一号（配置寸法に関する部分に限る）、第十五條第六項、第十六條第二項から第四項まで、第二十条第一項第二号、第四十一条第六項第一号、第五十六條第二項、第九十條第一号（配置寸法に関する部分に限る）、第九十三條第五項第四号、第九十四條第二項から第四項まで、第九十八條第一項第二号、第一百九十九條第六項第一号、第三百三十四條第三項第四号（第二百二十八條第三項第四号の基準に係る部分に限る）、第三百三十六條第三項第一号、第三号及び第六号、第三百六十八條第一号（配置寸法に関する部分に限る）、第三百七十一條第五項第三号、第三百七十二條第二項から第四項まで及び第六項、第三百七十六條第一項第二号、第三百九十七條第六項第一号、第二百二十二條第三項第四号（第二百六十六條第三項第四号の基準に係る部分に限る）並びに第二百二十四條第三項第一号、第三号及び第六号の規定</p> <p>五〇八（略）</p> <p>（新設）</p> <p>九・十（略）</p>
---	--

附則

（施行期日）

この告示は、公布の日から施行する。

（国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める告示（平成十七年国土交通省告示第千四百七十九号）は、廃止する。

国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める告示（平成十七年国土交通省告示第千四百七十九号）は、廃止する。